

令和7年度 財政援助団体等監査（令和8年1月30日報告） 【指摘事項】

対象団体：公益財団法人郡山市観光交流振興公社

（所管課：都市構想部公園緑地課）

団体に対する指摘事項

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応 状況の別	内 容
1 公園緑地課 （公益財団法人 郡山市観光交流 振興公社）	1 収入事務について (1) 現金取扱事務 ア 保管期間を超えて金銭を保管しているものがあった。 収納した金銭については、公益財団法人郡山市観光交流振興公社会計処理規程施行要綱第2条の規定により、最初に収納した日から10日まで保管することができるが、保管期間を超えて保管しているものがあった。	措置 (完了)	今般の保管期間を超えて金銭を保管しているものがあったことについては、保管期間が10日間であることを担当職員は認識しておりましたが、金融機関への期限内の納入を失念してしまったことが原因です。 指摘のあった点については、管理職から口頭で当公社会計処理規程及び施行要綱を遵守するよう改めて指導したほか、管理簿により管理職を含めて複数名で確認を行うことで、納入期限までに納付することとしました。 令和8年7月6日措置通知 市長
2 公園緑地課 （公益財団法人 郡山市観光交流 振興公社）	イ 領収証書を発行していないものがあった。 金銭を収納したときは、公益財団法人郡山市観光交流振興公社会計処理規程第25条第1項の規定により、所定の領収証書を発行しなければならないが、発行していないものがあった。	措置 (完了)	今般の領収証書を発行していないものがあったことについては、当公社主催事業である「みどりの教室」の受講予定であった者が急遽、当日都合により不参加となったため、他の者が受講料相当額を支払い材料のみを購入しましたが、その際その者に対する領収証書の作成を行わなかったことが原因です。 指摘のあった点については、速やかに、管理職から口頭で当公社会計処理規程及び施行要綱を遵守するよう改めて指導したほか、これを受けて、教室開催当日には、複数名で受講料と領収証書のチェックを行い、領収証書の発行漏れを防止することといたしました。 令和8年7月6日措置通知 市長